

2023年5月25日

関係諸団体の皆様

「6/5 優生保護法による不妊／中絶手術についての全国一斉相談会」 の周知についてご協力のお願い

優生保護法被害兵庫弁護団・全国弁護団
優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会
(略称「優生連」)

平素より、優生保護法問題に対しまして、ご支援ならびにご協力に感謝申し上げます。

ご承知のとおり、特定の障害や疾患を理由に、強制的な不妊手術や中絶手術を認めていた優生保護法について、全国各地の被害者が国を訴えた裁判は、昨年2月の大阪高裁判決以降、7件（うち4件が高裁判決）の被害者勝訴の判決が続いています。判決では、優生保護法が憲法違反であること、優生保護法を制定し、優生手術を実施していた国の行為が違法であるとした上で、過去の優生保護法による被害について、時間切れルール（除斥期間）を適用することは「著しく正義・公平の理念に反する」として、国の賠償責任が認められています。7件の判決に対し、国は争い続けていますが、弁護団と優生連は、被害者の多くが高齢であることも踏まえ、すべての被害者の早期の被害回復を国に求めているところです。

他方、多くの被害者は、自ら被害を訴えられないどころか、自分の被害について正確に知ることさえできない状況にあります。私たちは、埋もれている被害を受け止め、一人でも多くの被害者の被害回復を進めるために、また、まだまだ周知されていないこの問題を多くの方に知ってもらい、早期の解決につなげるために、2023年6月5日に、全国一斉相談を実施することにいたしました。（詳細は、別紙のチラシ記載のとおりです）

つきましては、お忙しい中、厚かましいお願いとは存じますが、貴団体のご関係の皆様は、添付チラシを配布していただくなど、全国一斉相談の周知にご協力いただきたく思います。

優生保護法はなくなっても、「優生保護法問題」は未だ終わっていません。ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

弁護士 吉山 裕

神戸市中央区中町通2-1-18 JR神戸駅NKビル5階

六葉（ろくよう）法律事務所

TEL:078-362-1750 FAX:078-362-1760 E-mail:fwyosi@gmail.com

優生保護法による不妊/中絶手術 についての全国一斉相談会

6/5 (月)

10～19時

もしかしたら・・・

と思ったらご相談ください

電話：（裏面をごらんください）

FAX：022-397-7961

メール：yuuseihogosoudan2022@gmail.com

1948年から1996年まで施行されていた優生保護法によって、不妊手術（子どもをもてなくなる手術）や人工妊娠中絶手術を受けさせられた人が約8万4000人いると記録されています。手術を受けた被害者が国を訴えた裁判で、多くの裁判所が国に賠償を命じています。「優生保護法は憲法違反」「優生保護法は誤っていた」これは確かな事実になりました。

今回の相談会では、優生保護法被害に詳しい弁護士が、電話・FAX・メールで相談を受けます。障害があるからといって、傷つけられていい理由はありません。ご相談をお待ちしております。

よく分からないけど、
私は手術された？

あの人も
そうだったのでは？

手術を受けたご本人、ご家族、関係者の方が対象です。

匿名で相談いただけます。個人情報を守ります。

厚生労働省から一時金を受け取った方もご相談ください。

主催：優生保護法被害弁護団 （お問い合わせ：電話022-397-7960）

協力：優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会

相談先電話番号

受付時間：2023年6月5日10:00～19:00
(一部、時間短縮地域あり)

お近くの地域にご相談ください

宮城：022-211-5981

新潟：0120-315533

静岡：054-255-5788

愛知：052-212-5229

兵庫：078-341-9544、078-341-8776

岡山：086-803-2307

徳島：090-5915-0089

その他、北海道、大阪、沖縄でも当日相談会場設置予定
情報は以下のホームページからご覧ください

優生保護法問題の全面解決

をめざす全国連絡会

<https://sites.google.com/view/yuuseiren/event>



優生保護法被害弁護団

<http://yuseibengo.starfree.jp/>



FAX、メールによる相談も受け付けます

FAX：022-397-7961

メール：yuuseihogosoudan2022@gmail.com

